

令和6年8月1日

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の施行に伴う 宅地造成等規制法に基づく許可申請の手引きの取り扱いについて

宅地造成等規制法が、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」として改正され、令和5年5月に施行されました。

兵庫県では、令和7年4月から盛土規制法の運用開始を予定しており、盛土等に伴い人家等に被害を及ぼしうる土地の区域等を規制区域とするための基礎調査を行いました。

基礎調査結果（規制区域の候補区域）は兵庫県ホームページをご覧ください。

盛土規制法の運用開始（兵庫県による新区域指定（令和7年4月予定））までの間は、「宅地造成等規制法（旧宅造法）」に基づく運用（経過措置）を行います。

そのため、経過措置期間中（兵庫県による新区域指定（令和7年4月予定）までの間）の「宅地造成等規制法に基づく許可申請の手引き」の取り扱いについては、現行通りの取り扱いとします。

（参考）スケジュール

	令和5年	令和6年	令和7年
旧宅造法	●	経過措置	失効(R7.3 予定) ▶ × (新区域指定まで)
盛土規制法	施行(R5.5) ●		運用(R7.4 予定) ●▶ (新区域指定後)

（参考）兵庫県ホームページ

- ・盛土規制法に基づく基礎調査結果の公表

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/moridokisocyousa.html>

